

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の
一部改正（8文科初第783号）新旧対照表

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（平成27年4月24日付け文科初第289号）について、次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に傍線を付した記載で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えることとしたこと。

改正後	改正前
<p>第1 施行規則第88条の3、第96条第2項等関係</p> <p>2 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。</p> <p>(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。<u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこと。</u></p> <p>特別支援学校の高等部にあつては、特別支援学校設置基準第5条第3項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあつては、3人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が8人以下であっても、それらを合わせて8</p>	<p>第1 施行規則第88条の3、第96条第2項等関係</p> <p>2 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。</p> <p>(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。</p> <p>特別支援学校の高等部にあつては、特別支援学校設置基準第5条第3項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあつては、3人。以下同じ。）以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が8</p>

人を超えることは原則として認められないこと。	人を超えることは原則として認められないこと。
------------------------	------------------------